

鳥取県告示第 184 号

平成 20 年度及び平成 21 年度において県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項（同令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条の規定により告示する。

平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加資格の申請手続等について）に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事中材料類、看板・塗料類、役務、食品類、その他の物品、払下品類並びにリース・レンタル

2 申請の受付時期

随時受付し、翌月からの資格決定とする。

3 申請の方法

(1) 書面による申請

ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、インターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/suitou>）から入手すること。

イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電話 0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。

(2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1327>）により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。

(3) 添付書類

ア 納税証明書（資格申請時前 3 月以内に発行されたものであり、かつ、資格申請時前 1 年以内において納税義務が発生したものに限る。）

(ア) 申請者が法人である場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（以下「第 9 号書式」という。）その 3 の 3）並びに鳥取県の県税（延滞税及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書。ただし、法人のうち鳥取県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。

(イ) 申請者が個人である場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第 9 号書式その 3 の 2）並びに鳥取県の県税（延滞税及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 申請者が法人である場合にあっては、商業登記簿の謄本の写し（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する業種区分に係るものに限る。）

エ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度 I 種規格に適合する旨の認証を取得している者にあつては、当該認証登録証の写し

オ 申請者が個人である場合にあっては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類

カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 委任状（見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」という。）を委任する場合に限る。）

ク 使用印鑑届（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）

(4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 直前決算における資本金

(3) 資格審査申請時における従業員の数

(4) 資格審査申請時の直前の1営業年度における製造高、販売高又は収入高

(5) 契約実績その他の経営及び信用の状態

5 資格の付与

次のいずれかに該当すると認められる者は、資格を付与しない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者

6 資格の取消し等

(1) 入札参加資格を有する者が申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した場合については、当該資格取り消し、又は停止する。

(2) 入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

8 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格決定日から平成22年3月31日までとする。

なお、資格決定の手続は、原則として申請書を受け付けた日の属する月の翌月に行うものとする。